

西表石垣国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[第4次点検]

令和6年3月28日

環境省

目次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	3
4	変更する公園区域	9
第2	公園計画の変更	10
1	変更理由	10
2	基本方針の変更内容	11
3	規制計画の変更内容	18
	(1) 保護規制計画等	18
	ア 関連事項	18
	(ア) 普通地域	18
	イ 面積内訳	20
4	事業計画の変更内容	25
	(1) 施設計画	25
	ア 利用施設計画	25
	(ア) 単独施設	25
	(イ) 道路	26
	a 歩道	26
	(2) 自然体験活動計画	27
5	参考事項	30

第1 公園区域の変更

1 変更理由

西表石垣国立公園は、原生状態に近い亜熱帯性常緑広葉樹林や国内最大規模のマンゴローブ林、サンゴ礁など、豊かな自然環境からなる亜熱帯特有の自然景観と、このような自然環境の中での日々の暮らしで育まれてきた伝統的な沖縄らしさが息づく人文景観を有している。また、大陸との分断、連続を繰り返す中で独自の進化を遂げたイリオモテヤマネコなどに代表される希少な八重山諸島固有の動植物が多く生息・生育する。本公園は、昭和47年5月15日に西表国立公園として指定され、平成15年3月に公園区域の全般的な見直し（再検討）を行っている。また、平成19年に石垣地域が編入され、名称を西表石垣国立公園に改めた。その後、平成24年に鳩間島、波照間島及び西表島周辺海域が公園区域に編入され、平成28年に西表島のほぼ全域が公園区域に編入された。令和2年には西表島の世界自然遺産への登録を目指し地種区分の変更等が行われている。

今回の点検では、前回平成28年の第3次点検以降の自然的・社会的条件の変化として、石垣島の名蔵湾のサンゴ群集は、高度経済成長期に行われた牧場造成や農地開発による大量の土砂流出により、特に浅海域に生息するサンゴの多くが壊滅的な影響を受けていたが、名蔵湾周辺の浅海域のサンゴ群集が全般的に回復してきたことに加え、我が国最大規模の沈水カルスト地形であることが発見され、複雑な地形の中に巨大なコモシコロサンゴ群集や、中深度に広がる良好なサンゴ群集が確認されるなど、当該海域の重要性が明らかになってきた。当該海域は現状では湾の北西部を除き公園外となっているところであるが、こうした環境を保護しつつ持続的に利用する重要性が高まっている。

上記を踏まえ、第4次点検として、既存の国立公園区域と一体的かつ適正な保護管理を図るため、名蔵湾の本公園区域への編入を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） （略）</p> <p>②規模（区域面積が原則として3万 ha 以上） 本公園の区域面積は <u>124,720ha</u>（陸域 40,658ha、海域 <u>84,062ha</u>）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上） （略）</p> <p>④利用（<u>多</u>人数による利用が可能） （略）</p>	<p>①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地） （略）</p> <p>②規模（区域面積が原則として3万 ha 以上） 本<u>国立公園</u>の区域面積は <u>122,155 ha</u>（陸域 40,658ha、海域 <u>81,497ha</u>）である。</p> <p>③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約 2,000ha 以上） （略）</p> <p>④利用（<u>大</u>人数による利用が可能） （略）</p>

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(前文 略)</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質 ～ オ 人文景観 (略)</p> <p>(2) 利用の現況 (略)</p> <p><u>本公園の利用者数は、平成 25 年 3 月の新石垣空港の開港以来急増し、令和元年度の八重山列島入域観光客数は 140 万人を突破したが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により急減した。観光客数は回復傾向にあり、令和 4 年度は約 100 万人となっている。利用形態としては、大型バスやレンタカーを利用し遊覧船に乗ってマングローブ林や滝等の自然を探勝したり、島々を巡り優れた人文景観を探勝したりするものが多いが、近年では、カヌーやカヤックによる海中景観探勝も盛んである (令和 5 年 3 月八重山入域観光客数統計概況)。</u></p>	<p>(前文 略)</p> <p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形・地質 ～ オ 人文景観 (略)</p> <p>(2) 利用の現況 (略)</p> <p><u>令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、当公園の利用者数は近年増加傾向にある。特に平成 25 年 3 月に新石垣空港が開港以来急増しており、令和元年度の八重山列島入域観光客数は 140 万人を突破した。平成 27 年から令和元年までの 5 年間で観光客数は約 1.3 倍となっている。利用形態としては、大型バスやレンタカーを利用し遊覧船に乗ってマングローブ林や滝等の自然を探勝したり、島々を巡り優れた人文景観を探勝したりするものが多いが、近年では、カヌーやカヤックによる自然探勝やスノーケリングやダイビングによる海中景観探勝も盛んである (平成 27 年、令和元年八重山入域観光客数統計概況)。</u></p>

変更後		変更前		
(略)		(略)		
(3) 社会経済的背景		(3) 社会経済的背景		
ア 土地所有別 (略)		ア 土地所有別 (略)		
イ 人口及び産業		イ 人口及び産業		
本公園区域の島々の令和5年9月末現在の住民基本台帳人口は次のとおりである。		本公園区域の島々の令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口は次のとおりである。		
		島名	人口(人)	全体面積(ha)
沖縄県石垣市	石垣島	50,048	49,824	222.24
沖縄県八重山郡	西表島	2,435	2,443	289.62
竹富町	竹富島	339	365	5.43
	小浜島	779	698	7.86
	黒島	217	237	10.02
	新城島	9	12	3.33
	嘉弥真島	1	1	0.39
	鳩間島	68	58	0.96
	波照間島	454	514	12.73

変更後

本公園を有する、石垣市及び竹富町の産業は次のとおりである。
観光業を含む第3次産業の占める割合が特に多い。(令和2年国勢調査)

	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)
沖縄県石垣市	2,119	3,449	20,791
沖縄県八重山 郡竹富町	433	143	1,853

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林 ～ (ウ) 史跡名勝天然記念物
(略)

(エ) 海岸保全区域

種類	位置	重複延長 (m)	指定年月日
伊野田海岸	沖縄県石垣市 地内	1,485 850	昭 50. 10. 2 昭 55. 1. 28
大浜海岸	沖縄県石垣市 地内	3,200	昭 48. 6. 18

変更前

本公園を有する、石垣市及び竹富町の産業は次のとおりである。
観光業を含む第3次産業の占める割合が特に多い。(平成27年国勢調査)

	第1次産業 (人)	第2次産業 (人)	第3次産業 (人)
沖縄県石垣市	2,075	3,114	16,341
沖縄県八重山 郡竹富町	349	112	1,651

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林 ～ (ウ) 史跡名勝天然記念物
(略)

(エ) 海岸保全区域

種類	位置	重複延長 (m)	指定年月日
伊野田海岸	沖縄県石垣市 地内	1,485 850	昭 50. 10. 2 昭 55. 1. 28
大浜海岸	沖縄県石垣市 地内	3,200	昭 48. 6. 18

変更後		変更前	
白保海岸	沖繩県石垣市 地内	2,230	昭 48. 6. 18
野底海岸	沖繩県石垣市 地内	3,200	昭 55. 1. 28
赤崎海岸	沖繩県石垣市 地内	6,722	昭 58. 8. 4
川平ヨ一ン 海岸	沖繩県石垣市 地内	3,135	昭 48. 10. 25
嘉良岳海岸	沖繩県石垣市 地内	3,430	昭 49. 11. 11
磯辺海岸	沖繩県石垣市 地内	1,150	昭 48. 10. 25
観音崎北海 岸	沖繩県石垣市 地内	1,760	昭 47. 4. 25
船浦港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	1,533	昭 50. 10. 2
租納港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	360	昭 54. 12. 18
白浜港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	881	昭 51. 12. 27
白浜港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	160	昭 55. 3. 21
白浜港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	145	昭 57. 3. 1
船浮港	沖繩県八重山 郡竹富町地内	460	昭 52. 4. 21

変更後			変更前				
船浮港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	460	昭52. 4. 21	鳩間港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	226	昭57. 3. 1
鳩間港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	226	昭57. 3. 1	小浜港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	615	昭60. 12. 6
小浜港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	615	昭60. 12. 6	黒島港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	525	昭53. 2. 6
黒島港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	525	昭53. 2. 6			518	昭62. 4. 17
		291	平2. 8. 14.	竹富東港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	291	平2. 8. 14.
竹富東港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	1,530	昭53. 2. 6	西表漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	320	平15. 4. 8
西表漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	320	平15. 4. 8	波照間漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	260	昭50. 4. 28
波照間漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	260	昭50. 4. 28	細崎漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	315	平10. 2. 6
細崎漁港	沖縄県八重山 郡竹富町地内	315	平10. 2. 6	上原海岸	沖縄県八重山 郡竹富町地内	1,533	昭50. 10. 2
上原海岸	沖縄県八重山 郡竹富町地内	1,533	昭50. 10. 2	黒島海岸	沖縄県八重山 郡竹富町地内	400	昭51. 6. 3
黒島海岸	沖縄県八重山 郡竹富町地内	400	昭51. 6. 3	祖納干立海岸	沖縄県八重山 郡竹富町地内	1,530	昭53. 12. 21

変更後		変更前	
祖納干立海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	1,530	昭 53. 12. 21
祖納海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	96	昭 55. 1. 28
網取海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	173	平 8. 12. 17
鳩間海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	337	平 14. 2. 1
南風花海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	1,823	昭 48. 10. 25
与那田海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	200	昭 48. 10. 25
石長田海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	2,200	昭 50. 8. 4
祖納海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	96	昭 55. 1. 28
網取海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	173	平 8. 12. 17
鳩間海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	337	平 14. 2. 1
南風花海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	1,823	昭 48. 10. 25
与那田海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	200	昭 48. 10. 25
石長田海岸	沖繩県八重山郡竹富町地内	2,200	昭 50. 8. 4

(才) 河川区域 (2級以上) ～ (力) 農業振興地域等 (略)

4 変更する公園区域

西表石垣国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域(海域)変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	沖縄県石垣市 字名蔵の地先海面の一部	近年の研究で明らかとなった湾内の大規模な沈水カ ルスト地形及びそこに広がるサンゴ礁景観並びに生物 多様性の保全の観点から国立公園に編入する。	2,565
変更部分面積計				2,565
変更前公園面積				81,497
変更後公園面積				84,062

第2 公園計画の変更

1 変更理由

令和4年4月1日に自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）が施行され、国立公園等の魅力向上のためには適正なガイドツアー等の開発や提供が重要であることを踏まえ、質の高い自然体験活動の促進を目的とした地域関係者による一体的な事業実施を促すため、自然体験活動促進計画制度が創設された。

西表石垣国立公園内には日本最大のサンゴ礁海域、河川・河口域に広がるマングローブ林、原生的な亜熱帯性照葉樹林といった我が国を代表する亜熱帯特有の自然景観と自然環境を背景に育まれてきた琉球特有の街並みや祭祀などの文化景観が特色であり、これらの地域の魅力や特性を活かした自然探勝やカヤック、スノーケリング、ダイビング等の自然体験活動が可能な地域が多数ある。一方で、近年、西表地域においては自然環境への影響が課題となっており、適正な自然体験活動を推進することを目的に竹富町西表島エコツーリズム推進協議会が設置された。その後、同協議会がエコツーリズム推進法に基づき策定した西表島エコツーリズム推進全体構想が令和4年12月に認定された。同構想においては、自然観光資源を守りながら質の高い自然体験を提供するため、西表地域において、動植物や自然景観などの自然観光資源の分布状況、利用のための施設やトレッキングルート等の整備状況、観光客による利用状況や利用形態など異なる特性を持つエリアが存在していることを踏まえて、自然環境及び社会環境の特性に応じた複数の利用区分にゾーニングし、利用区分ごとの取組方針と配慮事項を定めている。

西表地域においては、同構想に基づき安全かつ魅力的な自然体験を提供するとともに、利用のルールへの運用や過剰な利用の抑制を図ることにより、環境配慮を意識したサステナブルツーリズムの実現に向けた取組が進められている。こうした地域の取組を支援するとともに、さらに活動を広げ、国立公園の適正な自然資源の利用による質の高い滞在環境の創出を推進していくことが求められている。

以上のことから、第4次点検として、本公園の西表地域について、風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画に自然体験活動計画を追加するとともに、石垣地域及び石西礁湖においては、適正な保護と利用のため、必要な利用施設計画の変更を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表4：基本方針変更表)

変更後		変更前	
1	<p>基本方針</p> <p>西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山列島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖内外の島々とその周辺海域からなり、原生的な亜熱帯性照葉樹林、河川・河口域に広がるマングローブ林、日本最大のサンゴ礁海域といった我が国を代表する亜熱帯特有の自然環境と自然環境を背景に育まれてきた琉球特有の街並みや祭祀などの文化景観が特色の公園である。</p> <p>西表島は、昭和47年4月18日に琉球政府により西表琉球政府立公園として指定され、昭和47年5月15日に沖縄の復帰に伴い「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」及び「沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する法律」により西表国立公園として見なされた。西表島は琉球列島南端の南琉球に含まれている。琉球列島は、大陸の縁が島しよ化し、さらに海峡等により北琉球、中琉球（奄美群島、沖縄諸島等を含む）、南琉球（先島諸島）に分断され形成され、その中で南琉球は中琉球と分断された後も、台湾島との一時的な接続、近隣島しょ間での分離・結合などを経て、隔離され形成されたと考えられている地域である。この結果、</p>	1	<p>基本方針</p> <p>西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山列島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその間に広がる石西礁湖内外の島々とその周辺海域からなり、原生的な亜熱帯性照葉樹林、河川・河口域に広がるマングローブ林、日本最大のサンゴ礁海域といった我が国を代表する亜熱帯特有の自然環境と自然環境を背景に育まれてきた琉球特有の街並みや祭祀などの文化景観が特色の公園である。</p>

西表島には、イリオモテヤマネコやヤエヤマセマールハコガメ等の台湾や大陸との近縁関係が強いが独自の進化を遂げた「新固有種」が多く生息している。さらに、ハナサキガエル類など、中琉球との間で種分化した「新固有種」も多く見ることができ、このように、地史が反映された新固有種などの生物相がみられることが、本地域の特徴である。西表島は、豊富な雨量に支えられて、島の大部分を占める亜熱帯性常緑広葉樹林や、溪流・河川、島の周縁部の後背湿地等が発達し、豊かな自然生態系の基盤となり、カンムリワシやイリオモテトンボソウといった固有種を含む多くの絶滅危惧種等が確認されている。仲間川河口部の日本最大規模のマンングロープ植

物群落や船浦のニッパヤシ群落、古見のサキマスオウノキ群落などの特徴的な植生が見られ、ピナイサーラやマリユドゥ、カンピレ一等の滝や大見謝川等の独特の河川景観を有する。原生的な亜熱帯性常緑広葉樹林も多く残されており、その背景には過去マラリアの蔓延により開発圧が抑えられた歴史も関係している。古くから集落は限られた地域にのみ形成されており、そこには自然と寄り添いながら形成された特色のある集落景観や自然を崇敬した文化が色濃く残っている。例えば、祖納、干立地区では節祭という伝統行事は現在も行われており、伝承されてきた島唄の井戸端サヌアブダマには西表島に生きる生き物や人々の長寿を願った様態を見て取ることができる。

石垣島の一部は、平成19年8月1日に編入された地域である。

石垣島の一部の核心部である沖縄県最高峰の於茂登岳及び周辺地域

は、スダジイやオキナワウラジロガシ等からなる亜熱帯性常緑広葉樹林が良好な状態で保全されており、多くの固有又は希少な動植物の生息地・生育地となっている。また、沿岸部においては、多様な海底地形によりサンゴ群集が広がり、河口にはマングローブ植物群落が発達している。特に、名蔵湾においては、石灰岩等の溶けやすい岩石が地下水系によって溶食されてできる沈水カルスト地形が複数の水期―間水期を経て形成されており、その規模は日本最大と考
えられている。この沈水カルスト地形により 様々な起伏が海中に存在することから、海底の照度や波浪強度が大きく異なることで、湾内に多様な環境が存在し、多様性の高い生態系が生み出されていると考えられる。

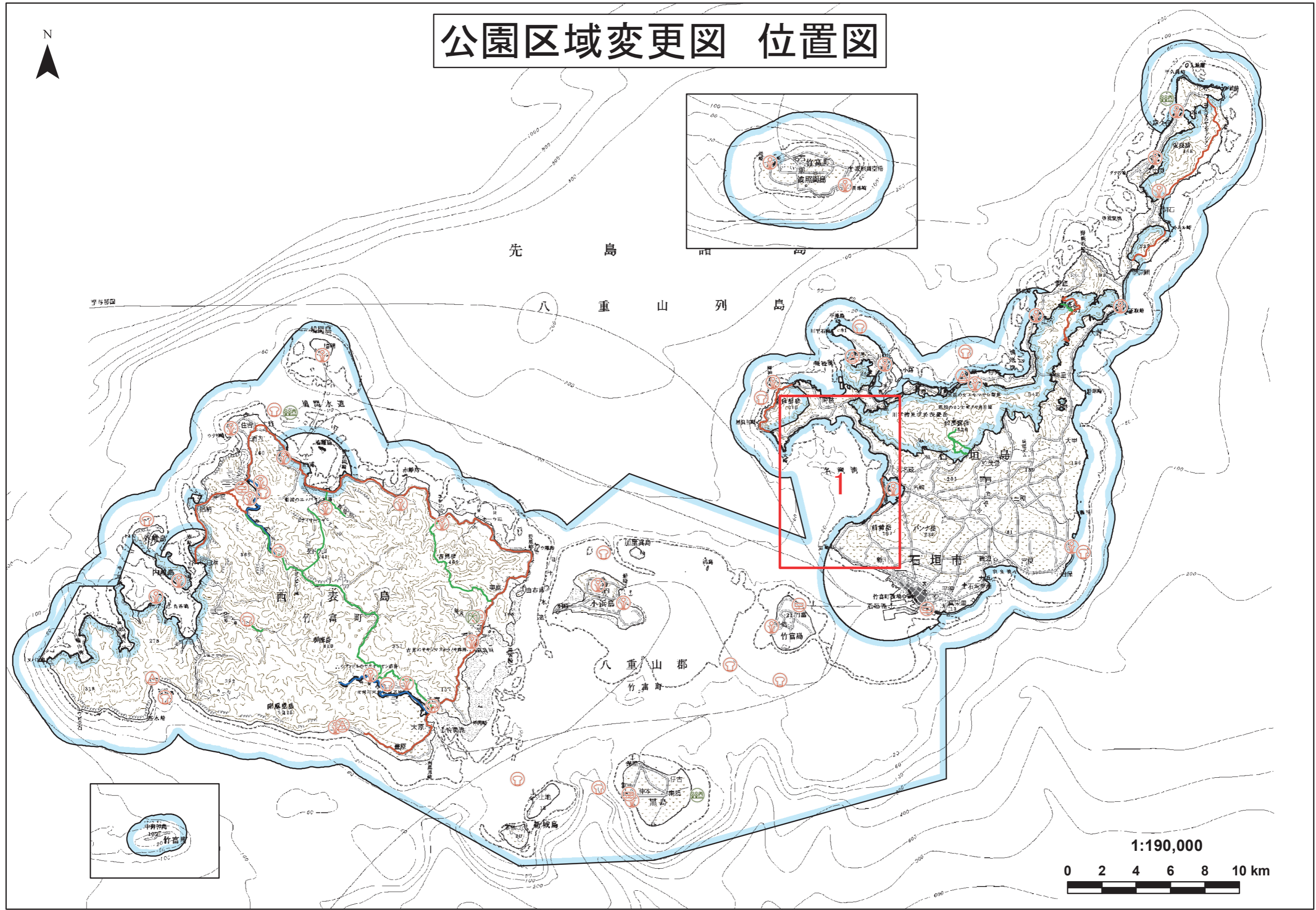
竹富島、小浜島、黒島、新城島、波照間島、鳩間島等の周辺の離島地域には、各島に固有の自然や文化が多く残されており、祭事などの伝統行事が今も大切に継承されている。祭事の中には、地域独自の自然資源を活用したものも多く見られ、自然と文化が一体となり、景観や生物多様性が保全されている。これらは本公園の重要な要素の1つとなっている。

西表島と石垣島の間に広がる石西礁湖は、日本国内最大のサンゴ礁海域である。本海域を含む八重山諸島海域では、360種を超える造礁サンゴが確認されており、日本列島で確認されている数の8割以上がこの海域で確認されている。サンゴは、規模や形態が多様であることから、多くの海洋生物の採餌・繁殖の場となっており、海洋生態系の中心となっている。また、その豊かな生態系は地域の

<p>人々に恩恵をもたらし、<u>直接的な漁業資源として利用されるほか、サンゴ礁そのものが自然の防波堤の役割を担い、周辺に点在する島の安全を守っている。さらには、上布の海晒し、伝統漁法、アンパルヌミダガーマユンタをはじめとする民謡等の文化にも影響し、独特の風土を作り上げている。</u></p> <p>以上のことから、<u>亜熱帯性常緑広葉樹林の生態系やマングローブ生態系、サンゴ礁生態系などの島しょ部における山・川・海のつながりが体感できることが本公園ならではの価値である。その基盤となる風致景観や自然資源の保護を図るとともに適正かつ安全な質の高い利用を推進すると同時に、生物多様性の確保にも寄与するため、以下の方針により公園計画を定める。</u></p>	<p>本公園のテーマを「<u>原生的な亜熱帯林とサンゴ礁の海</u>」とし、<u>亜熱帯照葉樹林の生態系やマングローブ生態系、サンゴ礁生態系などの山・川・海のつながりが体感できる国立公園として、これら風致景観の保護を図るとともに適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。</u></p>
<p>(1) <u>保護の方針</u></p> <p><u>原生的な状態で亜熱帯性常緑広葉樹林がまとまって存在し、固有種又は希少な動植物の生育・生息地として生物様性上重要である、西表島最高峰の古見岳及び御座岳を中心とする中央部並びに沖縄県最高峰である石垣島の於茂登岳北東部等については、厳正な保護に重点をおいた計画とする。また、外来種の侵入による生態系への影響、交通事故や違法採集などの希少種等へ人為的影響が懸念される地域、土流出・高水温化による白化・オニヒトデの大量発生によるサンゴ礁への影響が生じている海域についても、生物多様性の確保にも寄与する風致景観の維持が図られるよう調査等を継続する。</u></p>	<p>(1) <u>規制計画 (略)</u></p> <p>(2) <u>施設計画</u></p> <p>ア <u>利用施設計画</u></p> <p>(ア) <u>単独施設</u></p> <p><u>陸域の利用実態を考慮し、公園利用に必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上、園地や野営場等の各施設を計画する。</u></p> <p><u>海域においては、ダイビングやスノーケリングなどのレジャー利用がなされ、船のアncoringによるサンゴの破損など</u></p>

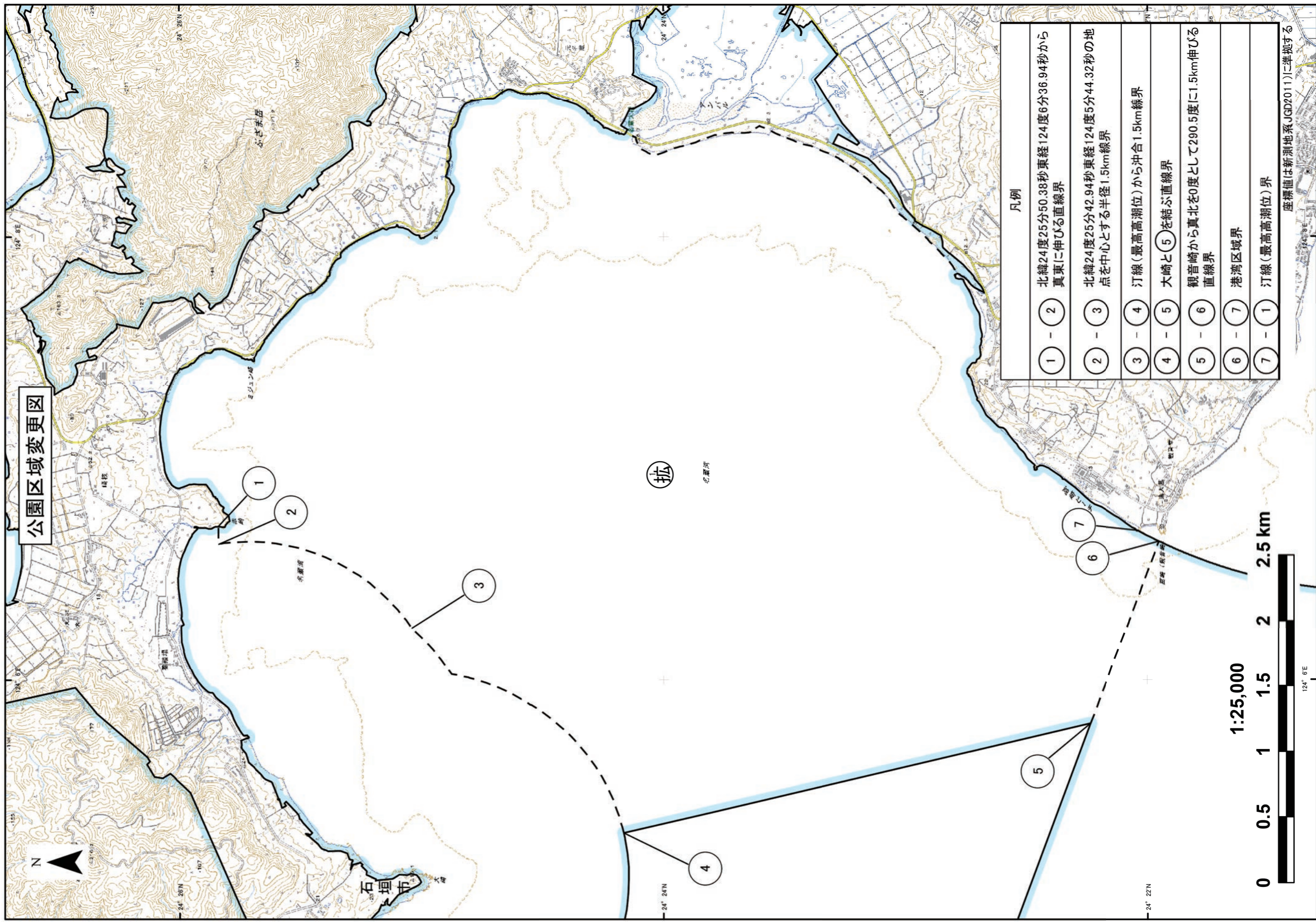
<p>(2) 利用の方針</p> <p>本公園内の各地域で特有の自然環境及び文化を学習・紹介するための博物館展示施設の整備を行うとともに、陸海域の自然探勝の拠点となる園地や歩道、係留施設等の利用施設の整備を図る。</p> <p>また、地域ごとの特徴的な景観・地形地質・生態系・文化等に触れ、その成り立ちや本公園の価値を理解し、自然保全及び育まれたきた文化の保全継承に対する意識が醸成される質の高い自然体験活動を促進する。ただし、地域内の各エリアの特性や実態に合わせて、自然環境や地域住民の生活へ悪影響が無いように留意した計画とする。</p>	<p>が各海域公園地区で生じるおそれがあるため係留施設を計画する。</p> <p>さらに、オニヒトデによる食害や白化等によりサンゴ礁の衰退が懸念される海域又は既に衰退している海域は、サンゴ礁の自然再生施設を計画として位置づける。</p> <p>(イ) 道路（車道及び歩道）</p> <p>西表島の白浜と南風見を結ぶ県道及び石垣島の名蔵アンパルの干潟と海岸線を探勝する県道並びに平久保半島の牧野景観と海上景観を探勝する市道を車道計画に位置づける。</p> <p>また、西表島のユツンの滝に至る歩道やナーラの滝までの歩道、サンガラの滝に至る歩道及び石垣島の野底岳や於茂登岳に登る登山道についても歩道計画に位置づける。</p> <p>(ウ) 運輸施設</p> <p>西表島の浦内川や仲間川を自然探勝するための遊覧船並びに石西礁湖、石垣島及び西表島の地先海面及びその周辺のサンゴ礁景観を保全するための係留施設を運輸施設として計画する。</p>
--	---

公園区域変更図 位置図



1:190,000





凡例

- ① - ② 北緯24度25分50.38秒東経124度6分36.94秒から真東に伸びる直線界
- ② - ③ 北緯24度25分42.94秒東経124度5分44.32秒の地点を中心とする半径1.5km線界
- ③ - ④ 汀線(最高高潮位)から沖合1.5km線界
- ④ - ⑤ 大崎と⑤を結ぶ直線界
- ⑤ - ⑥ 観音崎から真北を0度として290.5度にして290.5度伸びる直線界
- ⑥ - ⑦ 港湾区域界
- ⑦ - ① 汀線(最高高潮位)界

座標値は新測地系JGD2011)に準拠する

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：普通地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
沖縄県	石垣市 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、 字真栄里及び八島町二丁目各一部	120 0 42 65 13	石垣市 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、 字真栄里及び八島町二丁目各一部	120 0 42 65 13

都道府 県名	変更後		変更前																					
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)																				
	八重山郡竹富町内 国有林沖繩森林管理署 210 林班の全部 並びに 137 林班、138 林班、161 林 班、172 林班、187 林班、188 林班、 193 林班、197 林班、198 林班、208 林 班及び 209 林班の各一部 八重山郡竹富町 字新城の全部並びに字西表、字上原、 字黒島、字小浜、字古見、字高那、字 竹富、字南風見、字南風見仲、字波照 間及び字鳩間の各一部	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>6,538</td></tr> <tr><td>公</td><td>513</td></tr> <tr><td>私</td><td>1,247</td></tr> <tr><td>不</td><td>4,319</td></tr> <tr><td></td><td>459</td></tr> </table>	国	6,538	公	513	私	1,247	不	4,319		459	八重山郡竹富町内 国有林沖繩森林管理署 210 林班の全部 並びに 137 林班、138 林班、161 林 班、172 林班、187 林班、188 林 班、193 林班、197 林班、198 林 班、208 林班及び 209 林班の各一部 八重山郡竹富町 字新城の全部並びに字西表、字上原、 字黒島、字小浜、字古見、字高那、字 竹富、字南風見、字南風見仲、字 波照間及び字鳩間の各一部	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>6,538</td></tr> <tr><td>公</td><td>513</td></tr> <tr><td>私</td><td>1,247</td></tr> <tr><td>不</td><td>4,319</td></tr> <tr><td></td><td>459</td></tr> </table>	国	6,538	公	513	私	1,247	不	4,319		459
国	6,538																							
公	513																							
私	1,247																							
不	4,319																							
	459																							
国	6,538																							
公	513																							
私	1,247																							
不	4,319																							
	459																							
			変更部分面積合計	0																				
		陸域	変更前普通地域面積	6,658																				
			変更後普通地域面積	6,658																				
			変更部分面積合計	2,565																				
		海域	変更前普通地域面積	65,574																				
			変更後普通地域面積	68,139																				

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表6：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：ha, 比率%)

地域区分		特別地域																普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)			
地種区分		特別保護地区				第1種特別地域				第2種特別地域				第3種特別地域																	
土地所有別		国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不	国	公	私	不						
沖縄県	土地所有別面積	4,624	557	0	0	15,647	652	280	872	2,148	1,453	551	173	2,456	4,150	337	100	513	1,289	4,384	472	25,388	8,101	5,552	1,617						
	地種区分別面積 (比率)					17,451 (42.9)				4,325 (10.6)				7,043 (17.3)																	
	地域地区別面積 (比率)	5,181 (12.7)																				28,819 (70.9)									
	地域別面積 (比率)																	34,000 (83.6)				6,658 (16.4)				40,658 (100.0)				23ヶ所 15,923	68,139

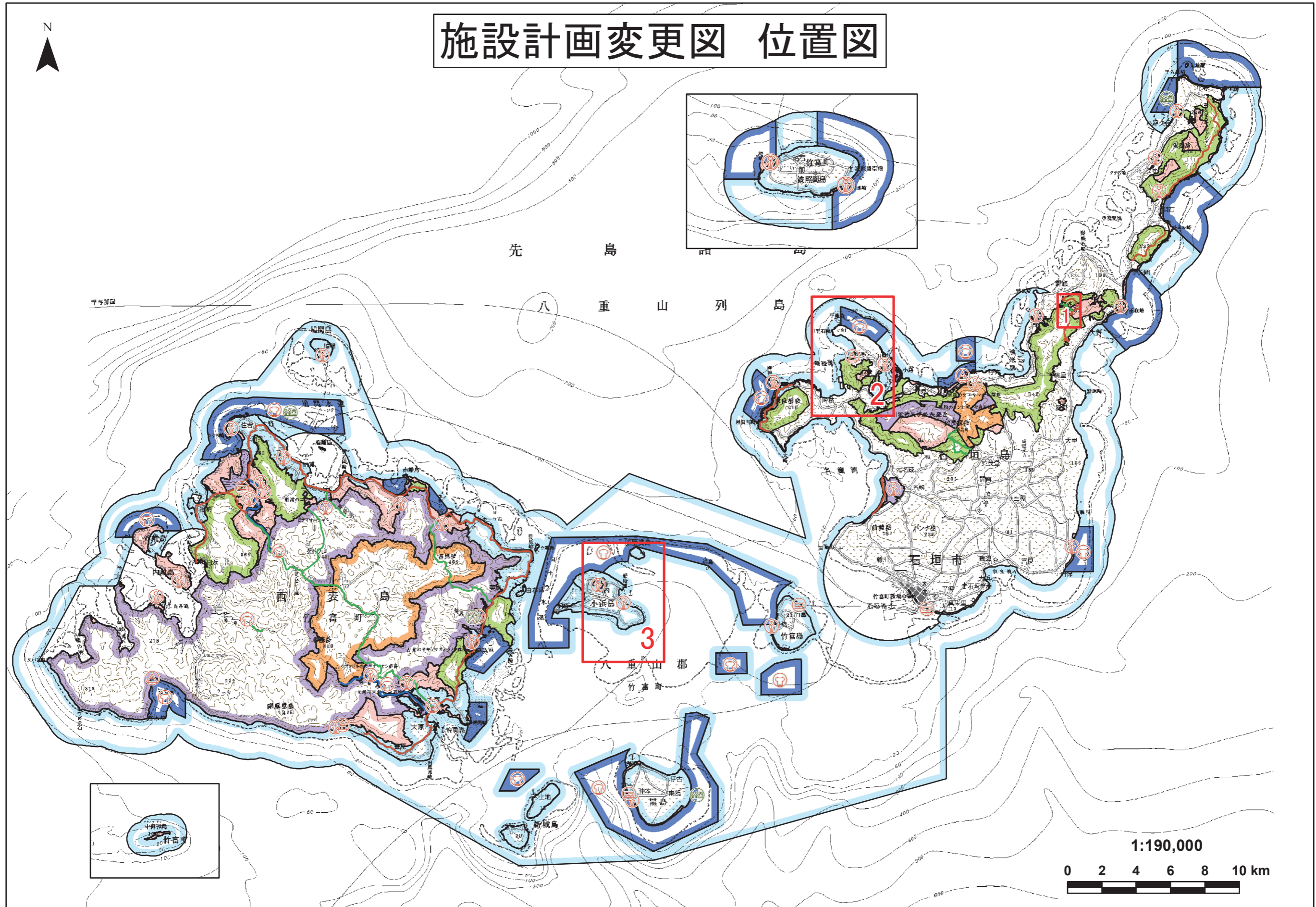
※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、西表石垣国立公園全体の数値を示している。

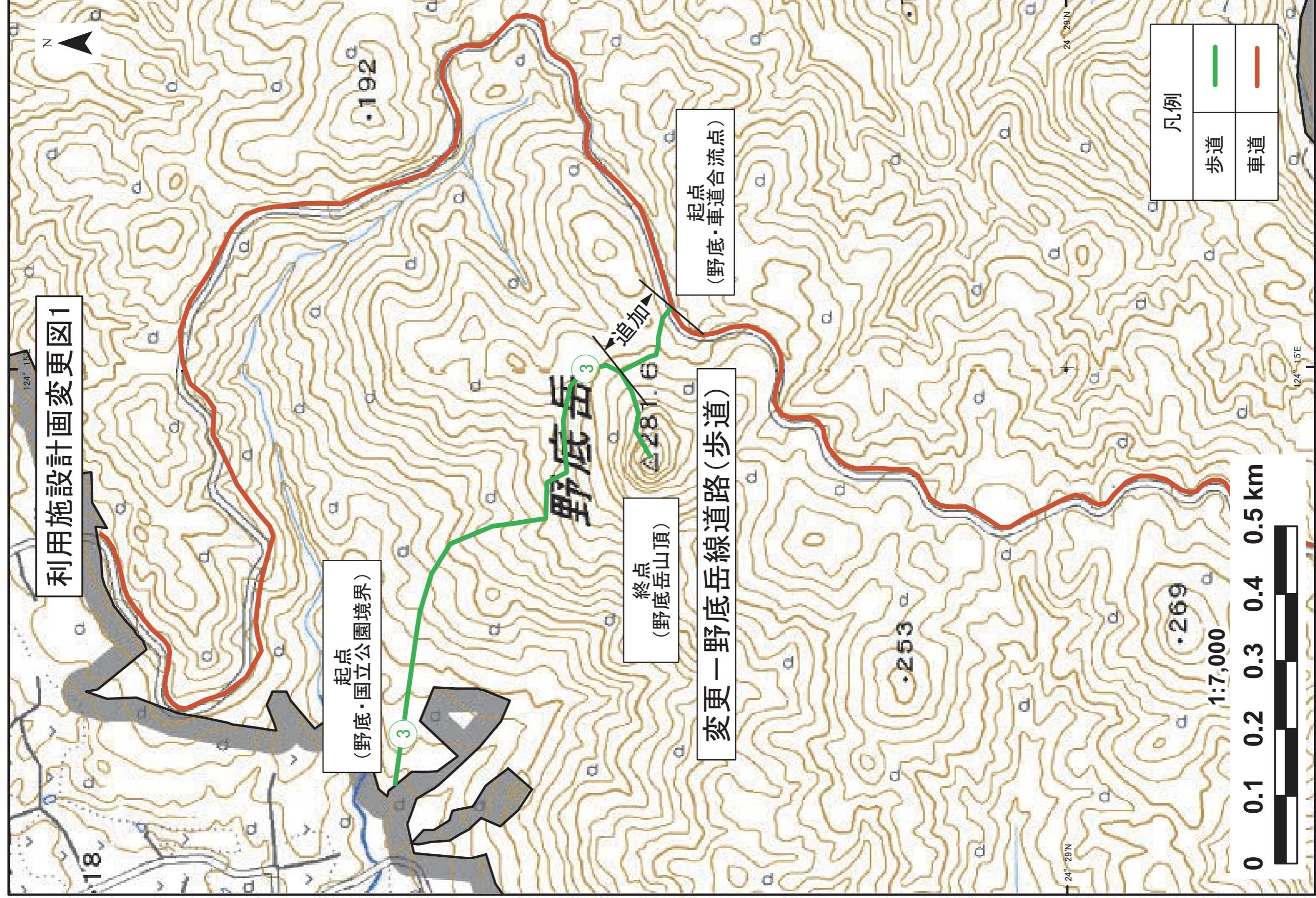
(表7：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区		現行							変更後							増減									
市町村名		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域)	陸域	海域		
		特保	第1種	第2種	第3種	小計						特保	第1種	第2種	第3種	小計									
沖縄県	石垣市	557	744	1,315	4,385	7,001	120	7,121				557	744	1,315	4,385	7,001	120	7,121							
	八重山郡 竹富町	4,624	16,707	3,010	2,658	26,999	6,538	33,537				4,624	16,707	3,010	2,658	26,999	6,538	33,537							
合計		5,181	17,451	4,325	7,043	34,000	6,658	40,658	23ヶ所 15,923	65,574	81,497	5,181	17,451	4,325	7,043	34,000	6,658	40,658	23ヶ所 15,923	68,139	84,062	0	2,565		

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別等に面積を表示することはできないため、西表石垣国立公園全体の数値を示している。

施設計画変更図 位置図





利用施設計画変更図1

起点
(野底・国立公園境界)

野底岳
281.6

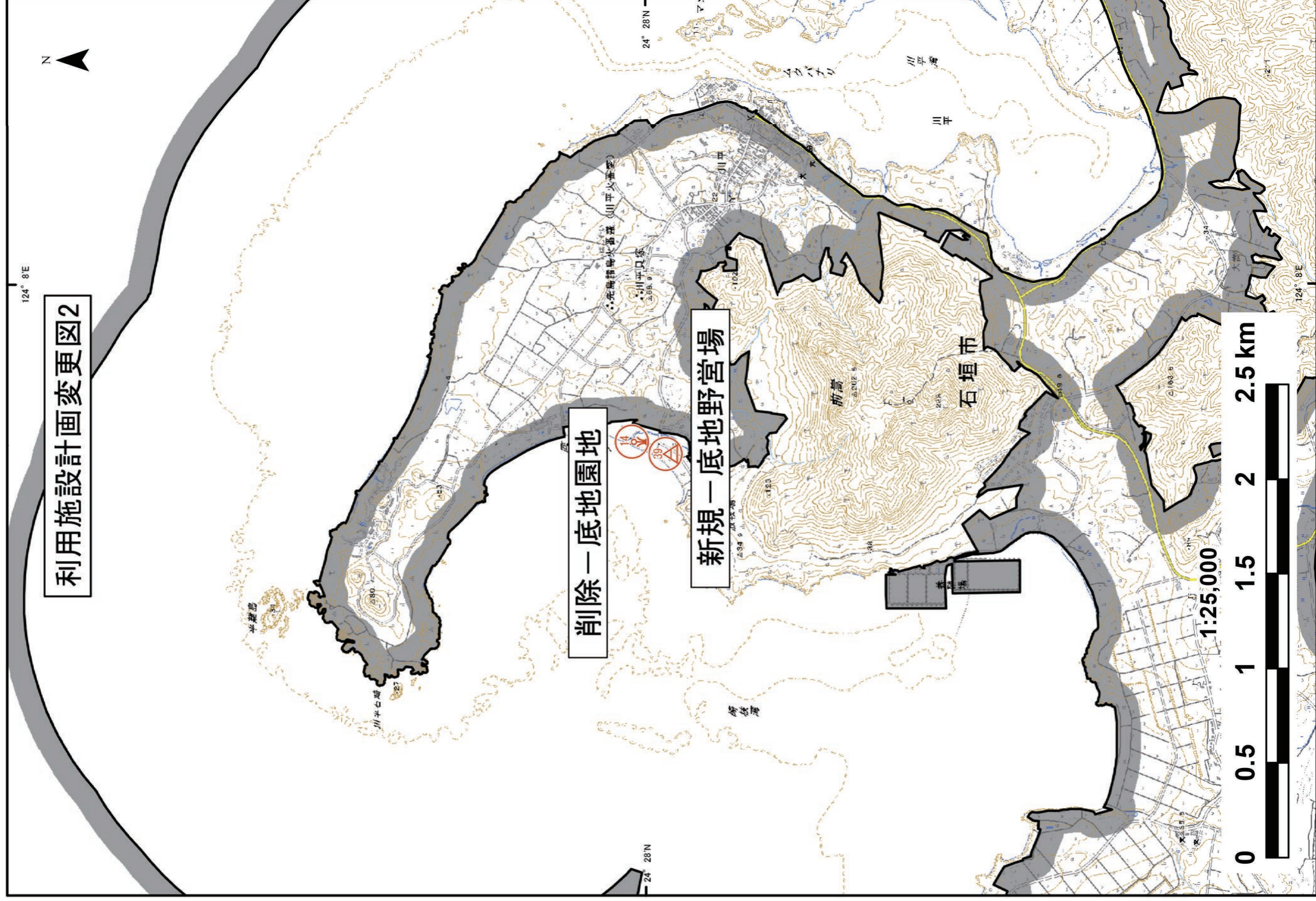
終点
(野底岳山頂)

変更一野底岳線道路(歩道)

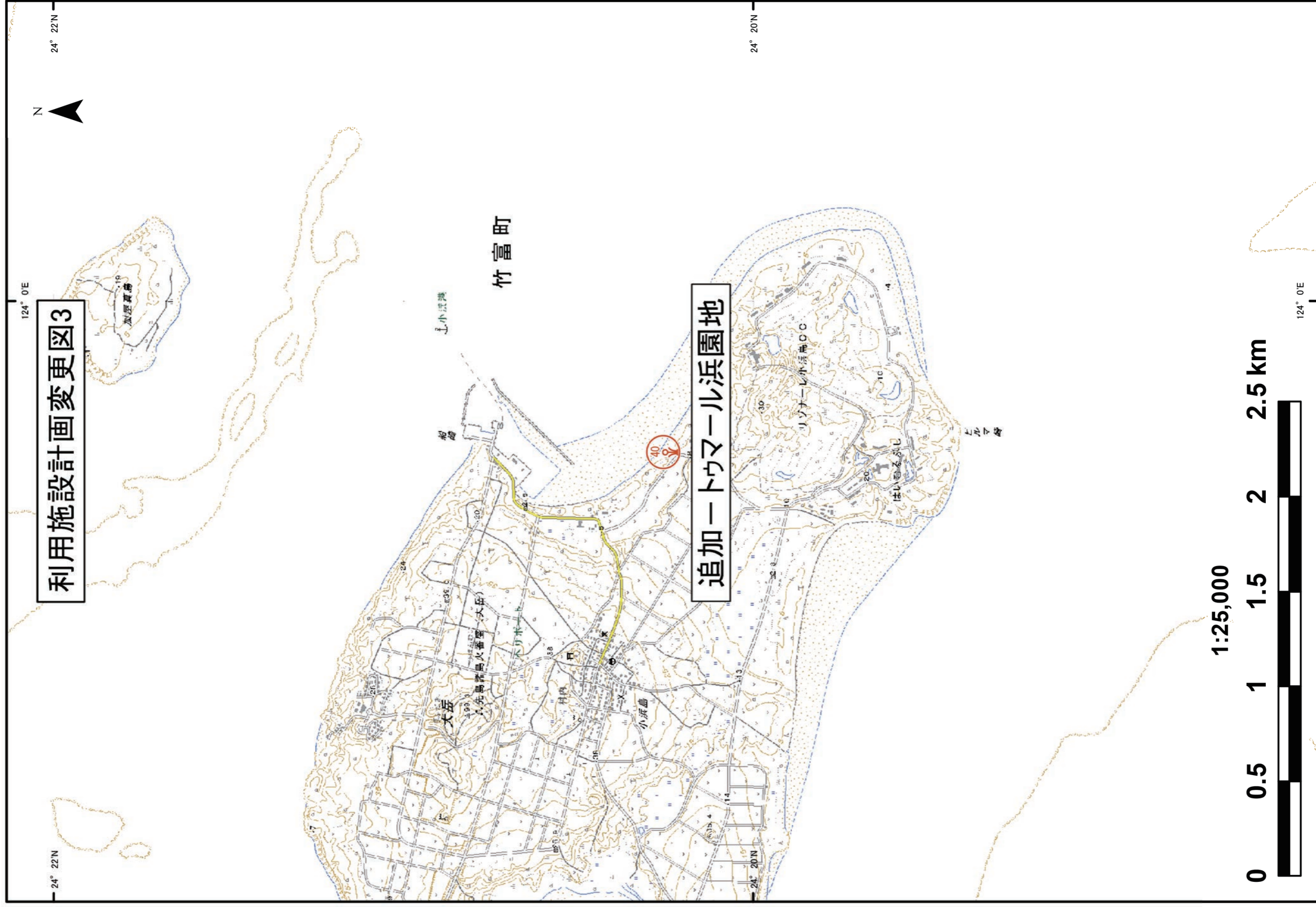
起点
(野底・車道合流点)

凡例	
歩道	—
車道	—





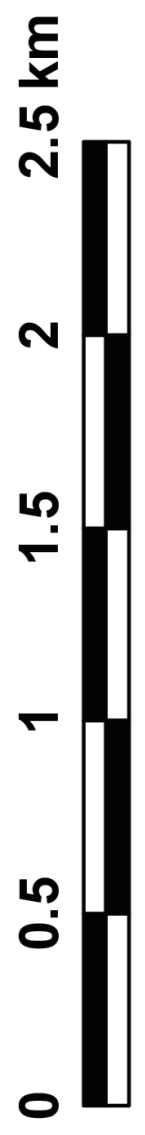
利用施設計画変更図2



利用施設設計画変更図3

追加トウマール浜園地

1:25,000



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表8：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
39	野営場	沖縄県石垣市(底地)	底地浜での星空観察等の自然探勝のための野営場として整備する。	新規
40	園地	沖縄県八重山郡竹富町(トゥマール浜)	トゥマール浜での自然探勝のための園地として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表9：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
14	園地	沖縄県石垣市(底地)	平成19.8.1告示	利用の主目的を野営場とするため、野営場施設に振り替える。

(イ) 道路

a 歩道

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 10 : 道路 (歩道) 変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
3	野底岳線	起点－沖縄県石垣市（野底・ 国立公園境界） 終点－沖縄県石垣市（野底 岳）		平成 19. 8. 1 告示	3	野底岳線	起点－沖縄県石垣市（野底・ 国立公園境界） 起点－沖縄県石垣市（野底・ 車道合流点） 終点－沖縄県石垣市（野底岳 山頂）	野底岳	野底岳に至る登山 道として整備する。	野底岳は麓からの 登山道に加えて、 野底林道途中から アクセスするルー トも利用されてい るため、歩道とし て整備する。

(2) 自然体験活動計画

自然体験活動計画を次のとおりとする。

1. 本計画の対象地域

西表地域（沖縄県八重山郡竹富町の一部）

2. 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

西表石垣国立公園西表地域は、1. 基本方針において記載のとおり、多くの新固有種をはじめとする絶滅危惧種など希少な動植物の宝庫であり、そこには近隣島しょ間で分離・結合を繰り返した地史が背景にある。また、原始的な亜熱帯性照葉樹林、豊富な雨量に支えられた多くの溪流や滝、河川、河口域に広がる日本最大のマングローブ林、日本最大のサンゴ礁海域といった我が国を代表する亜熱帯特有の自然景観と、こうした自然環境を背景に育まれてきた特有の町並みや祭祀などの文化景観も特色である。

3. 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

当該地域においては、1. 基本方針及び前項にて記載した当該地域の特徴を踏まえ、次の方針により質の高い自然体験活動を促進する。

ア) 当該地域の価値や特徴を踏まえた望ましい利用の提供

当該地域の優れた自然景観や人文景観を活用し、1. 基本方針において記載した当該地域のストーリー（物語）を効果的に伝えるために必要な要素（ルール、ガイドンス等）を整理しつつ、利用者が、その優れた自然、人文文化の魅力を存分に味わい、その成り立ちや特徴を体得することのできる自然体験活動を提供する。このために、自然体験活動を提供する主体と地域が連携してプログラムの開発や質の向上に取り組む。これらにより、滞在型・宿泊型の利用への転換等を進め、地域振興に資することに留意する。

イ) 自然環境の保全を前提とした持続可能な利用の促進

自然体験プログラムの開発・提供にあたっては、自然環境の保全を前提とした持続可能な利用を前提とする。また、自然体験活動を通じて利用者の自然環境の保全に対する意識向上を図るとともに、自然の利用によって得られた収益が自然環境の保全や管理に還元される仕組みの導入を図る。

ウ) フィールド特性に合わせた人数制限、ルールの導入

本地域については、西表島エコツーリズム推進全体構想において自然環境や社会環境の観点から、質の高い自然体験活動を促進する区域と原則として利用の促進を図らない区域等にゾーニングし、エリアやフィールドの特性に応じた利用者の人

数制限の導入やルールの設定、マナーの周知等を行うこととされていることから、これとの整合を図る。

エ) 自然体験活動の質の確保・向上に向けた知識の共有、人材育成

安全で質の高い自然体験の機会を広範かつ持続的に提供できるよう、自然体験活動を提供する主体の質の確保・向上に向けた知識の共有や、事業者や地域関係者が利用者に対して共通のストーリー（物語）を伝え、地域が一体となって利用者に感動と学びを提供していけるよう、人材の育成を行う。

オ) 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮

国立公園内に、地域住民の生活の場も含まれるため、地域コミュニティ、歴史・文化資源（地域の信仰や風習を含む）を尊重し、地域住民の生活・文化に負担がかからないよう配慮する。

カ) 定期モニタリング及びフィールドの適正管理

持続的にフィールドを活用できるよう、定期的に自然環境や利用状況のモニタリングを行うとともに、フィールドの特性や自然体験活動に応じた点検・修繕を図る。

キ) 国内外の利用者等への情報発信

上記の方針に基づく取組を発信することで、国内外に広く周知するとともに、自然環境に配慮したサステナブルツーリズムの実現を目指す地域としてのブランド力を高める。

4. 地域ごとに促進する自然体験活動

本地域には自然環境及び社会環境の観点から異なる特性を持つ区域が存在している。これらの特性を踏まえ、質の高い自然体験を提供するため、西表島エコツーリズム推進全体構想におけるゾーニングの考え方との整合を図り、本地域を3つの利用区分に分け、それぞれ次の自然体験活動を促進する。

ア) 自然体験区域

自然環境を保全し質の高い利用を行うために西表島エコツーリズム推進全体構想において設定された利用ルールに則り、オーバーユースや自然環境への影響に配慮しながら行われ、利用者が多種多様な固有種及び希少種、亜熱帯特有の自然景観の魅力を存分に味わい、その成り立ちや価値を学ぶことのできる、カヌー・カヤック、スタンドアップパドル、釣り、沢遊び・キャニオニング、遊覧船・ボートクルーズ、トレッキング、洞窟探検・ケイビング、自然・生き物観察、ホテルツアー、サガリバナツアー、星空ツアー、文化・歴史ツアー、スノーケリング、ダイビング等の自然体験活動。

イ) 一般利用区域

西表島エコツーリズム推進全体構想において設定された一般利用者向けの利用ルール、島内での一般的なマナーや各観光施設の設定したルールを守りながら行われ、利用者が当該地域の自然、人文文化の特徴に触れ、その成り立ちや価値を学ぶことのできる、カヌー・カヤック、スタンドアップパドル、釣り、沢遊び・キャニオニング、遊覧船・ボートクルーズ、トレッキング、洞窟探検・ケイビング、自然・生き物観察、ホタルツアー、サガリバナツアー、星空ツアー、文化・歴史ツアー、スノーケリング、ダイビング等の自然体験活動。

ウ) 保護区域

原則として、原生的な自然環境や希少な動植物等の自然観光資源の保全を重視する。

5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 11：参考事項変更表)

変更後		変更前	
ア 公園区域		ア 公園区域	
昭和47年 4月18日	琉球政府による西表政府立公園の指定	昭和47年 4月18日	琉球政府による西表政府立公園の指定
昭和47年 5月15日	沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の運用の特別措置に関する政令により西表政府立公園が西表国立公園と見なされる公園区域の指定	昭和47年 5月15日	沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の運用の特別措置に関する政令により西表政府立公園が西表国立公園と見なされる公園区域の指定
昭和47年 12月26日	公園区域の再検討（区域の明確化及び港湾区域の変更に伴う）区域の拡張）	昭和47年 12月26日	公園区域の再検討（区域の明確化及び港湾区域の変更に伴う）区域の拡張）
平成15年 3月31日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）	平成15年 3月31日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）
平成19年 8月 1日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）	平成19年 8月 1日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）
平成24年 3月27日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）	平成24年 3月27日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）
平成28年 4月15日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）	平成28年 4月15日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）
令和 2年 2月26日	特別地域の決定		
令和 6年 3月28日	公園区域の変更に伴う）区域の拡張）		

イ 保護規制計画	イ 保護規制計画
昭和47年12月26日	昭和47年12月26日
昭和52年7月1日	昭和52年7月1日
平成2年12月1日	平成2年12月1日
平成15年3月31日	平成15年3月31日
平成19年8月1日	平成19年8月1日
平成24年3月27日	平成24年3月27日
平成28年4月15日	平成28年4月15日
令和2年2月26日	
令和6年3月28日	
ウ 利用施設計画	ウ 利用施設計画
昭和47年12月26日	昭和47年12月26日
令和2年2月26日	
令和6年3月28日	
昭和47年12月26日	昭和47年12月26日
令和2年2月26日	
令和6年3月28日	

昭和50年12月4日	利用計画の決定(集団施設地区追加1、園地削除1、宿舎削除1、休憩所削除1、博物館削除1)	昭和50年12月4日	利用計画の決定(集団施設地区追加1、園地削除1、宿舎削除1、休憩所削除1、博物館削除1)
昭和52年9月8日	利用計画の決定(園地追加1)	昭和52年9月8日	利用計画の決定(園地追加1)
昭和55年12月17日	利用計画の決定(園地追加2、水泳場追加1、博物館展示施設追加1、博物館展示施設追加1、歩道追加1、歩道追加1、係留施設追加1)	昭和55年12月17日	利用計画の決定(園地追加2、水泳場追加1、博物館展示施設追加1、博物館展示施設追加1、歩道追加1、歩道追加1、係留施設追加1)
平成15年3月31日	利用計画の決定(園地追加1、博物館展示施設追加3、歩道変更4路線→3路線、集団施設地区削除1、園地削除1、避難小屋2、歩道追加1、歩道追加1、係留施設追加1) 展示施設追加1、博物館展示施設追加1、歩道追加1、歩道追加1、係留施設追加1)	平成15年3月31日	利用計画の決定(園地追加1、博物館展示施設追加3、歩道変更4路線→3路線、集団施設地区削除1、園地削除1、避難小屋2、歩道追加1、歩道追加1、係留施設追加1)
平成19年8月1日	利用計画の決定(園地追加8、野営場追加1、車道追加2、博物館展示場削除1、歩道追加1、運輸施設削除2)	平成19年8月1日	利用計画の決定(園地追加8、野営場追加1、車道追加2、博物館展示場削除1、歩道追加1、運輸施設削除2)
平成24年3月27日	利用計画の決定(園地追加3)	平成24年3月27日	利用計画の決定(園地追加3)
平成28年4月15日	利用計画の決定(園地追加12、野営場追加4、車道追加4、歩道追加3、係留追加3)	平成28年4月15日	利用計画の決定(園地追加12、野営場追加4、車道追加4、歩道追加3、係留追加3)

<p>施設追加13、歩道変更2、水泳場削除1、歩道削除1、係留施設削除1) 令和4年3月29日 利用計画の決定(園地追加1、歩道変更1) 令和6年3月28日 利用計画の決定(園地追加1、野営場追加1、歩道変更1、園地削除1)</p>	<p>係留施設追加13、歩道変更2、水泳場削除1、歩道削除1、係留施設削除1) 1)</p>
<p>エ 保護施設計画 平成17年7月12日 保護計画の決定(自然再生施設追加1) 平成28年4月15日 保護計画の決定(自然再生施設追加2、動物繁殖施設追加1、自然再生施設変更1)</p>	<p>エ 保護施設計画 平成17年7月12日 保護計画の決定(自然再生施設追加1) 平成28年4月15日 保護計画の決定(自然再生施設追加2、動物繁殖施設追加1、自然再生施設変更1)</p>

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図、2 万 5 千分 1 地形図、電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量法に基づく国土地理院長承認 (複製) R5JHf30)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。